

小瀬川水系大規模氾濫時の減災対策協議会規約

(名称)

第 1 条 この協議会は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の 9 の規定に基づき組織することとし、「小瀬川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 協議会は、小瀬川流域で堤防の決壊や越水等に伴う浸水被害に備え、国、広島県、山口県、大竹市、岩国市、和木町等が減災のための目標を共有し、連携・協力して、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の構成)

第 3 条 協議会は、別表 1 の職にある者をもって構成する。

2 協議会は、第 1 項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表 1 の職にある者以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

(協議会の実施事項)

第 4 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報並びに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等の共有。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針の作成・共有。
- 三 地域の取組方針に基づく対策の実施状況の確認。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施。

(幹事会の構成)

第 5 条 協議会には、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表 2 の職にある者をもって構成する。

3 幹事会は、第 2 項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表 2 の職にある者以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

(幹事会の実施事項)

第 6 条 幹事会は、次に掲げる事項を実施する。

- 2 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

(ダム部会)

第 7 条 小瀬川水系における既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた取組にあたり必要となる治水協定等について協議を行うため、ダム部会を置く。

- 2 ダム部会は、部会設置要綱に基づき、会議運営を行うものとする。

(会議の公開)

第 8 条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とする。

(協議会資料等の公表)

第 9 条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第 10 条 協議会の庶務を行うため、太田川河川事務所調査設計課に事務局を置く。

- 2 事務局は、必要に応じて各構成員の担当者を参集し事務局会議を開催することができる。

(雑則)

第 11 条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則) 本規約は、平成 28 年 5 月 25 日から施行する。

一部改定 平成 28 年 9 月 29 日

一部改定 平成 30 年 3 月 30 日

一部改定 令和 元年 6 月 14 日

一部改定 令和 2 年 3 月 25 日

別表 1

大竹市長
 岩国市長
 和木町長
 広島県 土木建築局長
 山口県 総務部 理事（危機管理担当）
 山口県 土木建築部長
 気象庁 広島地方气象台長
 気象庁 下関地方气象台長
 国土交通省 中国地方整備局 太田川河川事務所長
 国土交通省 中国地方整備局 広島国道事務所長
 国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所長
 国土交通省 中国地方整備局 弥栄ダム管理所長

別表 2

大竹市 危機管理課長
 岩国市 危機管理課長
 和木町 企画総務課長
 広島県 土木建築局 道路河川管理課長
 山口県 総務部 防災危機管理課長
 山口県 土木建築部 河川課長
 気象庁 広島地方气象台 防災管理官
 気象庁 下関地方气象台 防災管理官
 国土交通省 中国地方整備局 太田川河川事務所副所長
 国土交通省 中国地方整備局 広島国道事務所副所長
 国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所副所長
 国土交通省 中国地方整備局 弥栄ダム管理所長

小瀬川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

ダム部会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、近年の豪雨災害による甚大な被害の発生を踏まえ、既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた取組を協議することを目的として設置する「小瀬川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 ダム部会」（以下「協議会」、「ダム部会」という）に関する必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 ダム部会は、次の事項について所掌する。

- 2 既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた取組を進めるにあたり必要となる治水協定、工程表の内容について協議、決定する。
- 3 ダム部会で協議した結果については、協議会へ報告する。

(組織構成)

第3条 ダム部会の組織構成は、以下のとおりとする。

- 2 ダム部会は、別紙に掲げる部会員をもって構成する。
- 3 ダム部会は、前項によるもののほか、必要に応じて部会員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第4条 ダム部会は、原則非公開とし、ダム部会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

(事務局)

第5条 ダム部会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、中国地方整備局 太田川河川事務所が務める。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ダム部会の運営に関し必要な事項については、ダム部会で定めるものとする。

(附則) 本要綱は、令和2年3月25日から施行する。

別紙

小瀬川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 ダム部会

(部会員)

- 1 河川管理者
中国地方整備局 太田川河川事務所
広島県土木建築局
山口県土木建築部
- 2 ダム管理者
中国地方整備局 弥栄ダム管理所
広島県土木建築局及び山口県土木建築部
中国電力株式会社
- 3 利水者
広島県企業局
山口県企業局
山口県総合企画部
大竹市上下水道局
柳井地域広域水道企業団
中国電力株式会社